

塩竈市復興推進計画地域協議会規約

(名称)

第1条 本会は、塩竈市復興推進計画地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、塩竈市の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）

第4条第1項に定める復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）並びに復興特区法第6条第1項に定める認定復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の実施のために必要な事項（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 復興特区法第3章の規定により協議会の権限に属させられた事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 塩竈市
- (2) 復興特区法第2条第3項に規定する復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、構成員（第4条に掲げる者をいう。以下同じ。）の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 第3条の協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、協議事項につき、書面又は代理人をもって意見を表明し、議決権を行使することができる。

4 会議の議事は、出席した構成員（前項の代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、塩竈市市民総務部政策課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年2月17日から施行する。